

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第3章 協定の締結手続等 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 1～15 (略)</p> <p>16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。</p> <p>第15章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内並びに番号情報データベース登録及び番号情報データベース利用 (協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載)</p> <p>第96条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、次の各号の場合を除き、協定事業者の契約者の氏名又は名称、契約者回線番号等、その終端のある場所等について、当社が発行する50音別電話帳又は職業別電話帳に掲載します。また、当社が別に定めるところにより、50音別電話帳又は職業別電話帳の掲載事項を掲載した電話帳(その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。)に掲載することがあります。</p> <p>(1) 電話帳に記載する名称等が当社が別に定める掲載基準に抵触する場合。</p> <p>(2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。</p>	<p>第3章 協定の締結手続等 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 1～15 (略)</p> <p>16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-8の特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を別表3(様式)様式第7-9の特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。</p> <p>第15章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内並びに番号情報データベース登録及び番号情報データベース利用 (協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載)</p> <p>第96条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、次の各号の場合を除き、協定事業者の契約者の氏名又は名称、契約者回線番号等、その終端のある場所等について、当社が発行する職業別電話帳に掲載します。また、当社が別に定めるところにより、職業別電話帳の掲載事項を掲載した電話帳(その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。)に掲載することがあります。</p> <p>(1) 電話帳に記載する名称等が当社が別に定める掲載基準に抵触する場合。</p> <p>(2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。</p>

(番号情報データベース利用)

第 97 条の 3 当社は、協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により提供します。

- (1) 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合（番号案内機能等第 5 欄イ欄を利用する場合に限ります。）には、協定事業者のデータベース（電氣的なデータベース以外のデータベースを含みます。）を遅滞なく修正すること。
- (2) 番号情報データベース登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと（50 音別電話帳の掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを提供する場合にあっては、50 音別電話帳と同等の態様（逆検索機能（契約者の氏名又は名称（契約者回線の終端のある場所等を指定する場合を含みます。以下この条において同じとします。）を指定して契約者回線番号等を検索する以外の検索機能をいいます。）及びダウンロード機能（具体的な契約者の氏名又は名称を指定することなく契約者回線番号等を抽出することをいいます。）を利用できないよう技術的に必要な措置が講じられていること等を含みます。）であること等を含みます。）。
- (3) 協定事業者が、自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
- (4) 前条第 1 項第 3 号により、契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは、協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。
- (5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 前条第 2 項の請求があった場合には、当社は、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された番号情報データベース利用事業者に通知して、前条第 2 項の請求を行った協定事業者の契約者に係る番号情報の提供を停止します。

(番号情報データベース利用)

第 97 条の 3 当社は、協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により提供します。

- (1) 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合（番号案内機能等第 5 欄イ欄を利用する場合に限ります。）には、協定事業者のデータベース（電氣的なデータベース以外のデータベースを含みます。）を遅滞なく修正すること。
- (2) 番号情報データベース登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと（逆検索機能（契約者の氏名又は名称（契約者回線の終端のある場所等を指定する場合を含みます。以下この条において同じとします。）を指定して契約者回線番号等を検索する以外の検索機能をいいます。）及びダウンロード機能（具体的な契約者の氏名又は名称を指定することなく契約者回線番号等を抽出することをいいます。）を利用できないよう技術的に必要な措置が講じられていること等を含みます。）
- (3) 協定事業者が、自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
- (4) 前条第 1 項第 3 号により、契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは、協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。
- (5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 前条第 2 項の請求があった場合には、当社は、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された番号情報データベース利用事業者に通知して、前条第 2 項の請求を行った協定事業者の契約者に係る番号情報の提供を停止します。

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(67) (略)		
(68) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームを伝送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能	

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(67) (略)		
(68) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレーム <u>その他のフレーム</u> を伝送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能	
(69) (略)		
(70) 特定発信者番号を用いた緊急通報用電話への接続機能	S I Pサーバにおいて、特定の発信者電話番号の呼を識別し、警察機関、海上保安機関又は消防機関が緊急通報を受理するために用いる電話回線への接続を可能とする機能	

別表3 様式  
様式1～7-7 (略)

別表3 様式  
様式1～7-7 (略)

様式7-8 (第34条の4第16項関係)

特定光信号端末回線線路設備調査申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名

貴社接続約款第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第16項の規定により、特定光信号端末回線の利用区間について線路設備調査を申し込みます。

記

1. 調査内容

特定光信号端末回線の利用区間	
提供を希望する設備の条件等	
連絡先(担当者氏名、電話番号)	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式7-9 (第34条の4第16項関係)

特定光信号端末回線線路設備調査回答書

第 号  
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号にて特定光信号端末回線線路設備調査の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果及び提供可否	
提供不可理由	
調査費用	
その他	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則（令和 3 年 7 月 30 日西設相制第 000034 号）

1～2 （略）

3 料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-11 第 26 欄について実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、この改正規定の実施日に遡及して適用します。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日西設相制第 0001188 号）

1 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和 2 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料		1 件ごとに		32.42 円	—
優先接続受付手数料		1 変更ごとに		121 円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号 又は 1 住所ご との 1 成功検 索ごと に	0.04 円	—
		(イ)		0.01 円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		22.471 円	—
	イ欄	1 通信用建物ごとに		7.215 円	—
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア(イ)欄	1 件ごとに		55 円	—
	イ欄	1 件ごとに		89 円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		744 円	—
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		289 円	—

附 則（令和 3 年 7 月 30 日西設相制第 000034 号）

1～2 （略）

3 料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-11 第 26 欄について実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、令和 3 年度に適用するものについてはこの改正規定の実施日に、令和 4 年度に適用するものについては令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日西設相制第 0001188 号）

1 （略）

附 則（令和 5 年 3 月 24 日西設相制第 000134 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 24 日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、第 3 表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第 1 イ（電気料）、別表 5 の精算額、附則（平成 30 年 6 月 15 日西設相制第 2 号）の料金額、附則（令和元年 6 月 25 日西設相制第 6 号）の料金額及び第 5 項については、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料）2（料金額）2-2 第 10 欄及び 2-4 第 4 欄イ(ㄨ)から(ㄨ)に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（公衆電話機能に係る経過措置）

2 (略)

(特定光信号端末回線管理機能に関する実績に基づく精算に関する特例措置)

3 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11第27欄について、令和3年度に適用した網使用料と次に掲げる令和3年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、令和3年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分		単 位	料金額	備考
特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	269円	—

(電話帳掲載手続費に係る経過措置)

4 令和4年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2(手続費)に規定する電話帳掲載手続費(ア欄に係るものに限ります。)については、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、令和4年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区 分			単 位	手続費の額	備考
電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	81円	—

(同一番号移転可否情報調査費に関する特例措置)

5 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

6 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和3年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに		37.74円	—
優先接続受付手続費		1変更ごとに		120円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.04円	—
		(4)		0.01円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		9,509円	—
	イ欄	1通信用建物ごとに		16,179円	—
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(4)欄	1件ごとに		61円	—

	イ欄	1件ごとに	101円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	745円	—
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	301円	—

旧	新
<p>技術的条件集</p> <p>第 29 節の 2 形態 1 7 - 2 (略) (接続方式)</p> <p>第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は、次のとおりとします。 (略)</p> <p>エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号</p> <p>CD + 177</p> <p>CD : 市外局番</p> <p>(略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>2. サービス番号への接続条件 サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。 (1) 1 X Y 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。 (略)</p> <p>イ 番号案内サービス接続機能は、形態 1 - 2、形態 1 - 9、形態 4 - 3、<u>及び</u> 形態 4 - 6 での接続番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。 (略)</p>	<p>技術的条件集</p> <p>第 29 節の 2 形態 1 7 - 2 (略) (接続方式)</p> <p>第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は、次のとおりとします。 (略)</p> <p>エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号</p> <p><u>(ア)</u> CD + 177</p> <p>CD : 市外局番</p> <p><u>(イ)</u> <u>104</u></p> <p><u>(ウ)</u> <u>171</u></p> <p><u>(エ)</u> <u>115</u></p> <p>(略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>2. サービス番号への接続条件 サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。 (1) 1 X Y 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。 (略)</p> <p>イ 番号案内サービス接続機能は、形態 1 - 2、形態 1 - 9、形態 4 - 3、形態 4 - 6 <u>及び形態 1 7 - 2</u> での接続番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。 (略)</p>



ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態4-3及び形態4-6での接続番号が171の当社入接続及び形態4-6での接続番号が171の当社出接続において提供する。

(略)

セ 電報接続機能は、形態4-6での接続番号が115の当社入接続及び形態6-2での接続番号が115の当社出接続において提供する。

(略)

別表38

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2018:IEEE Standard for Ethernet
- [2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges
- [3] ITU-T Y.1731(2006): OAM Functions and Mechanisms for Ethernet based networks
- [4] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cables
- [5] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [6] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [7] "Internet Protocol", IETF RFC791, Sep 1981.
- [8] "Internet Control Message Protocol", IETF RFC792, Sep 1981.
- [9] IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength
- [10] "Multiprotocol Extensions for BGP-4", IETF RFC4760, Jan 2007.
- [11] IEEE Std. 802.1Q-2005, Virtual Bridged Local Area Networks

1. 規定範囲

(略)

2. インタフェース仕様

2.1 レイヤ1

(略)

ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態4-3、形態4-6及び形態17-2での接続番号が171の当社入接続及び形態4-6での接続番号が171の当社出接続において提供する。

(略)

セ 電報接続機能は、形態4-6及び形態17-2での接続番号が115の当社入接続及び形態6-2での接続番号が115の当社出接続において提供する。

(略)

別表38

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2018:IEEE Standard for Ethernet
- [2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges
- [3] ITU-T Y.1731(2006): OAM Functions and Mechanisms for Ethernet based networks
- [4] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cables
- [5] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [6] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [7] "Internet Protocol", IETF RFC791, Sep 1981.
- [8] "Internet Control Message Protocol", IETF RFC792, Sep 1981.
- [9] IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength
- [10] "Multiprotocol Extensions for BGP-4", IETF RFC4760, Jan 2007.
- [11] IEEE Std. 802.1Q-2005, Virtual Bridged Local Area Networks
- [12] "Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification", IETF RFC8200, Jul 2017.

1. 規定範囲

(略)

2. インタフェース仕様

2.1 レイヤ1

(略)

<p>2. 2 レイヤ2 (略)</p> <p>2. 3 レイヤ3</p> <p>2. 3. 1 I P <u>v4</u> IETF RFC791 準拠</p> <p>2. 3. 2 I C M P IETF RFC792 準拠</p> <p>2. 3. 3 ルーティング方式 スタティックルーティング IETF RFC4760 準拠</p> <p>3. 故障管理 (略)</p>	<p>2. 2 レイヤ2 (略)</p> <p>2. 3 レイヤ3</p> <p>2. 3. 1 I P <u>IPv4</u> IETF RFC791 準拠 <u>IPv6</u> IETF RFC8200 準拠</p> <p>2. 3. 2 I C M P IETF RFC792 準拠</p> <p>2. 3. 3 ルーティング方式 スタティックルーティング IETF RFC4760 準拠</p> <p>3. 故障管理 (略)</p>
---	---